

市職員の時差勤務の導入について

1 導入の趣旨

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、生産性の向上を含めた柔軟で多様な働き方への見直しに取り組む観点から、時差勤務を実施します。

2 時差勤務の内容

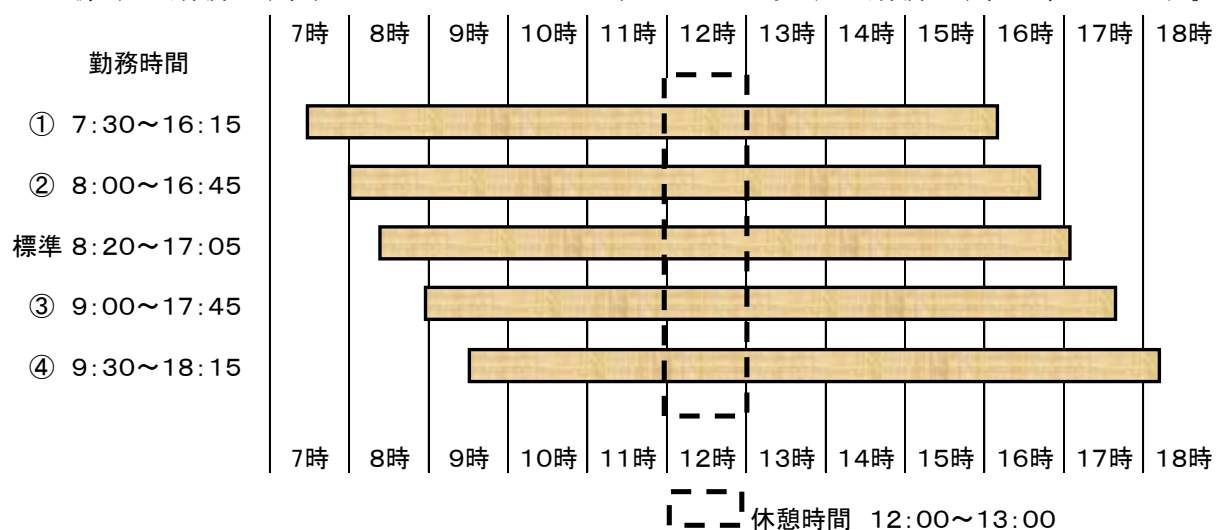
(1) 対象

全職員。ただし、以下の職員は、職場又は業務の特性に合わせて勤務時間を設定しているため、時差勤務の対象から除きます。

- ・不規則勤務職場に勤務する職員
- ・嘱託員及び臨時職員

(2) 勤務時間

標準の勤務時間(8:20~17:05)に加えて以下の勤務時間を導入します。



3 導入年月日

2017年7月1日

4 参考(導入までの経緯)

- 2016年 4月 第三次町田市特定事業主行動計画の改定
- 2016年 8月上旬 時差勤務の試行①(参加: 42部署、86人)
- 8月下旬 時差勤務の試行②(参加: 39部署、92人)
- 11月 時差勤務の試行③(参加: 36部署、57人)
- 12月 時差勤務の試行④(参加: 35部署、57人)
- 2017年 6月上旬 時差勤務導入庁内周知
- 7月1日 時差勤務の導入